

# 日本遺産

## — 事業開始から5年を経過して —

山下 慶洋

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 日本遺産の事業とは
3. 認定された日本遺産
4. 日本遺産に係る政策的取組
5. 主な課題
6. おわりに

### 1. はじめに

文化庁は、平成27年度から日本遺産の事業を開始した。本事業は、それまでの文化財行政が、ともすれば、保存に重点が置かれがちであったところ、地域の文化財を地域、観光の振興に資するものとして積極的に国内外に発信、活用する方向にも重点を置くべく、打ち出されたものである。しかし、本事業の開始から5年を経過してもなお、その認知度は未だ低い<sup>1</sup>。

本稿では、この日本遺産の事業の目的や背景、認定された内容等を紹介するとともに、主な課題にも触れつつ、本事業の今後に向けて所感を述べてみたい。

### 2. 日本遺産の事業とは

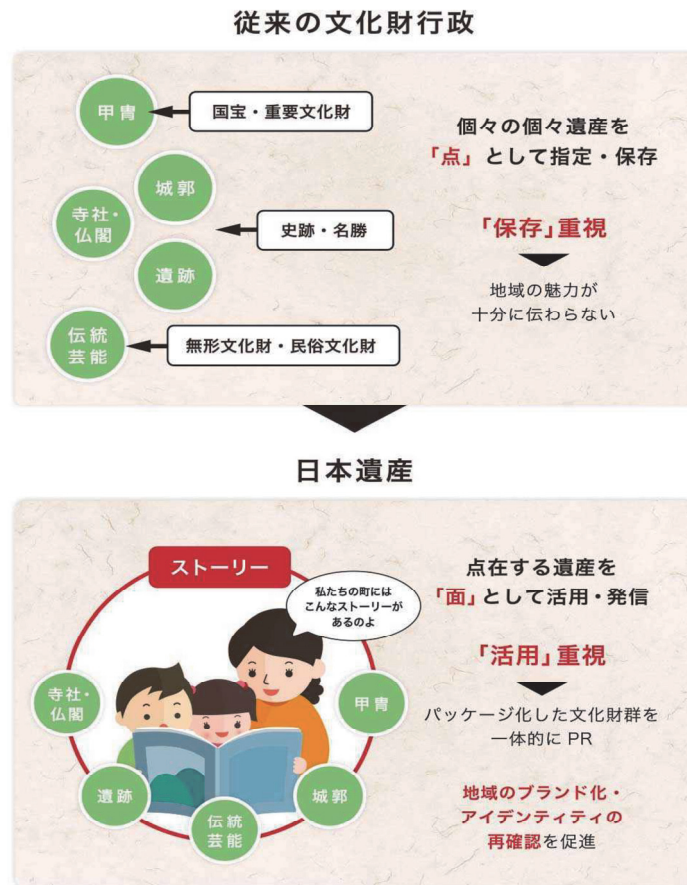
#### (1) 創設の目的、背景

平成27年度から、文化庁は、地域の文化財をより効果的に保存し、活用を図っていくため、点在する個々の遺産を「点」ではなく、「面」として捉えつつ、食文化や伝統芸能、寺

<sup>1</sup> 地域のニーズにあった専門家を派遣する日本遺産プロデューサー派遣事業を受託した、一般社団法人フューチャラディションワオの「日本遺産と旅行に関する意識調査」によれば、認知度は29.4%との結果であった(『旬刊旅行新聞』(平成30年5月23日配信)〈<http://www.ryoko-net.co.jp/?p=34871>〉(令2.4.16最終アクセス))。

社・仏閣、遺跡等を含めて活用・発信し、その歴史的魅力や特色を通じた文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定することとした (図表 1 参照)。

図表 1 従来の文化財行政と日本遺産の違い



(出所) 文化庁 日本遺産ポータルサイト<<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html>> (令 2.4.16 最終アクセス)

これまでの文化財行政は、文化財保護法に基づき、国宝や重要文化財、史跡名勝天然記念物など文化財の種類ごとに指定等を行うことにより、一定の規制の下で、保存・活用を図ることを中心に展開されてきた。一方で、地域の文化財のより効果的な保存・活用を図るために、文化財をその類型を超えて総合的に把握し、それらを一定のテーマやストーリーの下で捉えることが有効として、平成 19 年から、文化庁は市町村による「歴史文化基本構想<sup>2)</sup>」の策定を推奨してきたが、日本遺産事業 (以下「本事業」という。) を開始する前の平

<sup>2)</sup> 歴史文化を活かしたまちづくりの主な推進施策の一つとして位置づけられ、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想 (平成 19 年創設) で、地方自治体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。なお、この構想を実効的に発展させ、文化財保存活用地域計画が法律に位置付けられている (後掲脚注 5 も参照)。また、この構想のほか、歴史文化を活かしたまちづくりの主な推進施策として、①地域における

成 26 年時点では、同構想を策定済みの市町村が少なく<sup>3</sup>、策定済みの市町村においても、その成果を挙げている事例は必ずしも多くはない状況であった。また、近年の世界文化遺産<sup>4</sup>への登録を通じた取組などで、地域の文化財に「まちづくりの核」となる可能性が見いだされ、地域を活性化させる機運の高まりも見られた。さらに、全国には有形・無形の優れた文化財が数多く存在しており、それらにストーリー性などを付けて魅力を発信することにより、当該地域等の産業、観光の振興等とも連動して一体的なまちづくり政策を進めることができれば、地域のブランド化等への貢献や地方創生への寄与にもなるため、本事業は地方自治体の取組を後押しする有効な施策と考えられた経緯があった。

## (2) 方向性、ストーリー

本事業の方向性は、①地域に点在する文化財の把握とストーリーによるパッケージ化、②地域全体としての一体的な整備・活用、③国内外への積極的かつ戦略的・効果的な発信、の3つである。認定されるストーリーは、①歴史的経緯や地域の風習や伝承等、②ストーリーの中核として設定された明確なテーマに沿った建造物や遺跡・名勝地、祭りなど文化財にまつわるもの、③単に地域の歴史や文化財の価値を解説したものでないこと、の3点を踏まえたものである必要がある。ストーリーには、単一の市町村内の「地域型」、複数の市町村からなる「シリアル型」の2種類がある。

## (3) 申請の要件や認定の可否、審査基準

ストーリーについては文化庁が都道府県を通じて公募する。申請者は市町村で、都道府県を経由して文化庁へ申請する。シリアル型は、原則、市町村の連名で申請を行うが、当該市町村が同一都道府県内であれば、都道府県が申請することも可能である。申請の要件として、本事業の目的等に鑑み、地域型で申請の場合は、文化財保存活用地域計画<sup>5</sup>もしく

---

歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づく歴史的風致維持向上計画、②日本遺産事業がある。①の計画は、国が策定する基本方針に基づき、市町村が作成、認定申請を行い、国（主務大臣：文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣）が認定する（令和 2 年 3 月 24 日現在、81 計画が認定されている）。計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載する。重点区域は、核となる文化財（重要文化財等）と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定（第 2 条第 2 項）される。

<sup>3</sup> 平成 26 年 8 月時点で全国 38 市町村にとどまっていたが、平成 30 年度までに 111 市町村に上っている。なお、策定が進まなかった市町村からは、主な理由として、現状業務で精一杯で対応困難な上に人材、予算の不足などが挙げられた（文化審議会文化財分科会企画調査会（平成 29 年 10 月 3 日）配付資料 2）。

<sup>4</sup> 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、昭和 47 年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択された。平成 31 年 3 月末現在の締約国数は 193 か国。毎年 1 回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載される。令和元年 7 月末現在、1,121 件の遺産（文化遺産 869 件、自然遺産 213 件、複合遺産 39 件）が記載され、我が国は計 23 件（文化遺産 19 件、自然遺産 4 件）が記載されている。

<sup>5</sup> 各市町村が取り組む目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランであり、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）により、地域における文化財の保存及び活用を総合的かつ計画的に行うことができるよう、平成 31 年 4 月から文化財保存活用地域計画制度が創設された（文化財保護法第

は歴史文化基本構想、歴史的風致維持向上計画<sup>6</sup>の策定済み市町村、又は世界文化遺産一覧表記載案件もしくは世界文化遺産暫定一覧表記載・候補案件を有する市町村であることが適当とされる。

外部有職者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえ、文化庁が認定する。審査基準としては、①ストーリー内容が当該地域の歴史的特徴・特色を示すものや我が国の魅力を十分に伝えるもの<sup>7</sup>、②日本遺産を活かした地域づくりへの将来像、実現に向けた具体的な方策の提示、③ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信等、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制の整備、の3点が設けられている。

### 3. 認定された日本遺産

令和元年度現在、日本遺産認定ストーリーは計83件となっており、北海道から沖縄県に至るまで、東京都を除く46道府県それぞれで1件以上が認定されている（図表2参照）。そのうち、令和元年度認定のストーリーは図表3のとおりである。なお、文化庁は、令和2年度までに100件程度の認定を目指す、新規認定は令和2年度で最後にするとしている。

図表2 認定ストーリー所在地一覧



(出所)「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議（第1回）」(令元. 11. 25) 配付資料

53条の2第1項等)。

<sup>6</sup> 前掲脚注2を参照

<sup>7</sup> 具体的には、①興味深さ、②斬新さ（隠れた魅力を打ち出すなど）、③訴求力（専門的知識がなくても理解しやすい）、④希少性（他の地域ではあまり見られない稀有な特徴がある）、⑤地域性（地域特有の文化が現れている）、の5つの要素から総合的に審査される。

図表3 令和元年度認定

地域	ストーリー
北海道	本邦国策を北海道に観よ!～北の産業革命「炭鉄港」～
宮城県・岩手県	みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—
群馬県	里沼(SATO-NUMA)～「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化～
福井県	400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井～
愛知県	江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～
三重県	海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち
滋賀県・岐阜県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～
大阪府	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち～中世日根荘の風景～
大阪府	中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～
兵庫県	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂
鳥取県・兵庫県	日本海の風が生んだ絶景と秘境—幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」
鳥根県	神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～
岡山県・香川県	知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～
徳島県	藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～
鹿児島県	薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～
沖縄県	琉球王国時代から連続と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」

(出所) 文化庁「日本遺産 (Japan Heritage)」パンフレット

#### 4. 日本遺産に係る政策的取組

平成27年3月に本事業が開始される際、文化庁は、そのスキームは「文化財版の「クールジャパン戦略」<sup>8</sup>とも言うべき施策であり、文化財に対して新たな価値を付与したり規制を課したりするものではない<sup>9</sup>とした。また、「文化財保護法に基づく新たな「制度」として実施するものではなく、世界文化遺産との間にも上下関係はない」、さらには、「日本遺産としての認定が今後の世界文化遺産推薦の前提となるものではなく、世界文化遺産への道を閉ざすものでもない」<sup>10</sup>としている。その上で、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある文化財を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することで地域の活

<sup>8</sup> クールジャパン戦略 (令和元年9月3日知的財産戦略本部決定 (なお、クールジャパンに着目した政策は平成22年頃からの経済産業省の取組から始まっており、平成27年にはクールジャパン戦略推進会議において「クールジャパン戦略官民協同イニシアティブ」が取りまとめられている)) に基づき、その実施に向けた関係府省の連携強化を目的とし、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略担当)を議長として、クールジャパン戦略会議が設置されている。なお、クールジャパンとは、世界から「クール (かっこいい)」と捉えられる (その可能性のあるものを含む) 日本の「魅力」で、「食」、「アニメ」、「ポップカルチャー」などに限らず、世界の関心の変化を反映して無限に拡大していく可能性を秘め、様々な分野が対象となり得る。このクールジャパン戦略が目指す姿としては、世界の「共感」を得ることを通じ、日本のブランド力を高めるとともに、日本への愛情を有する外国人の日本ファンを増やすことで、日本のソフトパワーを強化することを目指すものである (内閣府HP <[https://www.cao.go.jp/cool\\_japan/about/about.html](https://www.cao.go.jp/cool_japan/about/about.html)> (令2.4.28最終アクセス))。

<sup>9</sup> 文化庁「「日本遺産 (Japan Heritage)」事業について」(平成27年3月)

<sup>10</sup> 同上

性を図っていくため、地方自治体への財政支援<sup>11</sup>を行っている（図表4参照）。

令和2年度予算では、主に、地域文化財の総合的な活用の推進（22.7億円）のうち、日本遺産のストーリーの認定地域（以下「認定地域」という。）への支援に関し、地域文化財総合活用推進事業（15億円）、日本遺産活性化推進事業（6.7億円）が措置されている。

具体的には、認定地域が地域の活性化や観光振興を推進する取組に関し、観光ガイド等を育成するための人材育成事業や、ワークショップ、PRイベント等を開催するための普及啓発事業、訪問予定者の嗜好性を調査するなどの調査研究を行っている。

また、日本遺産をプロモーションするため、地域のニーズにあった専門家の派遣による地域活性化の支援や、日本遺産ポータルサイト<sup>12</sup>を通じた国内外への情報発信、認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパン<sup>13</sup>への出展等による認知度・ブランド力の向上等を行うとされている。

この他、国際観光旅客税財源事業<sup>14</sup>の一つであるLiving History（生きた歴史体感プログラム）事業（18億円）においても、スロープ・昇降機等のバリアフリー整備や伝統的な家屋の宿泊施設への転用など、観光拠点としての磨き上げを実施するとされている。

なお、令和元年12月13日、文化庁と日本遺産連盟<sup>15</sup>は、日本遺産に対する理解と関心を高めることを目的として、毎年2月13日を「日本遺産の日」に定めた。

図表4 国による支援策

	内容	具体的な取組
情報発信、人材育成	自治体における日本遺産の情報発信の推進、情報発信を行う人材育成の支援	日本遺産のPRや官民の連携推進等を行う日本遺産コーディネーターの配置、日本遺産の多言語によるHPやパンフレットの作成等に対して支援を行う。
普及啓発	自治体が行う発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムといった普及啓発事業の支援	国内外での日本遺産PRイベントの開催、ご当地検定の実施等に対して支援を行う。
公開活用のための整備	自治体を実施する文化財群の公開活用のための整備（ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化措置）の支援	ガイダンス設備の整備、トイレ・ベンチや説明板等の設置、警報・消火・防犯設備、耐震診断等の防災対策等を支援する。

（出所）文化庁「『日本遺産（Japan Heritage）』事業について」（平成27年3月）を基に作成

<sup>11</sup> 日本遺産1件当たりの補助金交付額（単位：千円）は、27年度：44,583、28年度：33,081、29年度：23,751、30年度活動見込：24,648となっている（平成30年度行政事業レビューシート）。

<sup>12</sup> <<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html>>（令2.4.16最終アクセス）

<sup>13</sup> 日本観光振興協会、日本旅行業協会（JATA）、日本政府観光局（JNTO）が主催し、開催する、海外旅行、訪日旅行及び国内旅行振興のために、観光産業のみならず全産業や地域の力を結集する、世界最大級の旅のイベントとされている。

<sup>14</sup> 国際観光旅客税は、平成30年4月の国際観光旅客税法の成立により、翌31年1月から新税として導入されることになったものであり、出国する旅客に対し1回につき1,000円の負担を求めるものである。同税の税収（観光財源）は平年度で430億円程度が見込まれ、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充などの施策・事業に充てるとされている。また、国際観光旅客税財源事業に係る予算は、観光庁に一括計上した上で、関係省庁（法務省、財務省、文化庁、観光庁、環境省）に移し替えて執行するとされている（「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定、平成30年12月21日一部変更、令和元年12月20日一部変更））。

<sup>15</sup> 全国各地の日本遺産認定地域等から構成する団体で、日本全国に点在する日本遺産のストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信するなど、文化庁等とも連携しながら日本遺産のブランド力向上を図ることを目的に設立された団体。

## 5. 主な課題

以下、国会における審議などを踏まえて、課題を取り上げる。

### (1) 認知度の向上

平成 27 年度の事業開始から 5 年を経て、日本遺産認定ストーリーは全国で 83 件に上っているものの、日本遺産についての認知度は 3 割程度といった調査結果<sup>16</sup>となっている。

認知度を高めるため、先述の国の支援策や予算措置に基づく日本遺産の PR、プロモーションが行われている。これまで我が国の伝統文化の価値や魅力を国の内外の人々に理解してもらう意識や取組が必ずしも十分でないことを踏まえ、日本遺産など多様な地域伝統文化をいかに活用し、醸成していくかについて問われた際、観光庁は「世界文化遺産など、地域を超えた共通のテーマを持つ観光資源の間でのネットワークの構築と情報発信…、魅力の発信に対する支援…、旅行商品化、こういった取り組みを今後さらに進めていく」<sup>17</sup>としている。さらに、文部科学省は、日本遺産に関し、「観光資源としての更なる磨き上げ…、国内外への戦略的な発信により…地域の活性化や観光振興の促進に努め」<sup>18</sup>ていくとしている。また、令和 2 年 2 月、文化庁は、「日本遺産の日」の記念シンポジウムや PR イベントを開催したほか、人気のある歌手や俳優等の有名人に「日本遺産大使」へ就任してもらうなどの取組を実施してきている<sup>19</sup>。

こうした取組で認知度は向上しつつあるが、今後とも地道に高める努力が求められる。

### (2) 自治体の取組

一方で、日本遺産が世界遺産を連想させ、観光客の集客や地域の活性化にもつながるものの、あまりに認定が多くなり過ぎれば、希少性もなく、かえって日本遺産の有り難みに欠けるとの指摘<sup>20</sup>もある。また、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 42 号)に基づき、これまで教育委員会の所管であった地方自治体における文化財保護の事務について、条例により首長部局が担当できるようになったことを踏まえ、「認定をした後、その自治体が、特に首長が責任を持って対応しない場合には、認定取り上げ…もすべき」<sup>21</sup>との厳しい声もある。

認定地域では、観光入込客<sup>22</sup>数等の目標値<sup>23</sup>など地域活性化に向けた 6 年間の事業計画である地域活性化計画を定め、各種事業に取り組むことになっているが、平成 29 年度までに

---

<sup>16</sup> 前掲脚注 1 を参照

<sup>17</sup> 第 193 回国会衆議院国土交通委員会議録第 2 号 23 頁 (平 29. 3. 3)

<sup>18</sup> 第 198 回国会参議院予算委員会議録第 13 号 3 頁 (平 31. 3. 25)

<sup>19</sup> 文化庁 HP <[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/92042201.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92042201.html)> (令 2. 4. 28 最終アクセス)

<sup>20</sup> NHK 暮らし☆解説「日本遺産 どう活用？」(平 28. 6. 29)

<sup>21</sup> 第 198 回国会衆議院文部科学委員会議録第 16 号 4～5 頁 (令元. 5. 22)

<sup>22</sup> 日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者 (国土交通省観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」(平成 25 年 3 月改定) 3 頁)

<sup>23</sup> 宿泊者数、地域の文化を誇りに感じる住民の割合、日本遺産の認知度、ふるさと納税額、寄付額、ガイド人数等に係る目標値を定めるとされている。

認定されている 54 協議会<sup>24</sup>のうち、日本遺産の認知度の向上が進んでいない、訪日外国人旅行者数に関する目標値の設定がない、とそれぞれ回答した協議会が約 4 分の 3 ずつあり、また、本事業による財政支援の終了後は事業の自立性、持続可能性は見込めないと回答した協議会が約半数に上るとの政府の説明<sup>25</sup>もある。

文化庁は「認定地域からの地域活性化計画に基づく年度ごとの目標達成に向けた進捗状況について把握をし、必要に応じて助言等を行っている」<sup>26</sup>としているが、認定後にどのような活用を考え、地域の活性化にいかにつなげていくべきか、認定地域のある各自治体の手腕が問われている。なお、自治体の取組状況如何によっては、今後のビジョンの提示や更なる支援策の検討など、国としての関わりも求められる。

### （３）関係省庁等の連携・支援

本事業の取組体制に関し、国会審議においては、「日本が、そしてまた国内の各地域が観光地として魅力を発信して、そして外国の観光客も更に来ていただくようにするためには、観光庁と文化庁だけではなくて、観光庁以外の国土交通省本省と、この三者がうまく連携をしていくことが重要」<sup>27</sup>との指摘や、「国が連携するだけではなくて、…各地の教育委員会も、元々、知事部局、首長部局と、産業部とか、経済、地域振興観光部と連携するということが大事な視点」<sup>28</sup>との指摘もなされている。

このうち、観光庁との連携について、文化庁は、「認定地域への旅行商品の開発に向けた旅行会社を対象とするセミナーの開催…とか、官民連携による観光機運の醸成プロジェクトの企画、…普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催などを行っている」<sup>29</sup>としている。また、地域の文化財を活用した観光まちづくりなどのハード整備に関し、国土交通省は、「国土交通省において歴史的建造物等の保存や遊歩道の整備など、景観の面的な整備の支援を行うとともに、観光庁が当該地区においてマーケティング調査等の実施支援を行い、さらに文化庁がこれらと連携をして文化財の修理事業等を実施するなど、三者が連携をして集中的な事業実施を進めている」<sup>30</sup>としている。

自治体レベルにおいても、本事業の開始以前から、「文化財担当部局のみならず、地域振興とか観光振興の関連部局とか、地域の N P O …とか、商工会議所等の民間団体と連携協力して、地域全体で取り組んでいく」<sup>31</sup>と文部科学省は強調している。

今後とも、国、自治体レベルの連携、協力体制は必要不可欠である。

### （４）本事業への評価

認定地域の取組に温度差がある中、事業開始後 3 年目の平成 29 年 10 月、文化庁は、各

---

<sup>24</sup> 自治体を始め、商工会議所や観光協会などで構成され、日本遺産を活用した地域活性化の取組を行う。

<sup>25</sup> 第 201 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号 9 頁（令 2. 3. 24）

<sup>26</sup> 同上

<sup>27</sup> 第 193 回国会参議院国土交通委員会会議録第 17 号 16 頁（平 29. 5. 25）

<sup>28</sup> 第 190 回国会参議院文教科学委員会会議録第 3 号 4 頁（平 28. 3. 23）

<sup>29</sup> 第 193 回国会参議院国土交通委員会会議録第 17 号 16 頁（平 29. 5. 25）

<sup>30</sup> 同上

<sup>31</sup> 第 187 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 9 頁（平 26. 10. 16）



取組の評価を行い、改善を図るために「日本遺産フォローアップ委員会」を設置した。同委員会は外部有識者により構成され、メリハリをつけた事業の促進等、認定地域の地域活性化に向けた事業イメージと改善プロセスの共有化を図ることを目的としており、平成30年3月には平成29年度の審議結果を取りまとめた。

審議結果では、組織整備や戦略立案、人材育成など7つの評価観点の領域（評価項目）を挙げた上で、項目ごとに具体的に取り組むべき内容を整理した。また、当該内容について、認定後1～3年目にどのようなことを段階的に行っていくべきかを「3年間の取組モデル」として整理し、認定前に実施しておくことが望ましい事業、必須で行うべき事業、実施が推奨される事業の3つに分けて、取り組むべき内容の軽重を示した。この取組モデルについては、定期的実施した事業を検証し、その結果を踏まえて、全体的な方針の見直しなどが必要であるとされている。その上で、各認定地域で改善すべき事項と優良な取組事例が整理されており、検証から明らかになった改善事項としては、長期的戦略の策定や、民間も参加したワーキンググループや部会を組織するボトムアップの仕組みの必要性、地域の団体や個人からなる地域プレイヤーの掘り起こしの必要性などが、多く指摘されていた。また、優良な取組としては、ワーキンググループを組織して地域からの要望を吸い上げて活動している例や、4年目以降の財源を確保する方針があり、自走に向けたビジョンが明確である例などが挙げられている。

この審議結果も踏まえつつ、平成27年度から30年度まで予算措置された「日本遺産魅力発信推進事業」に対し、平成30年6月に行政事業レビュー<sup>32</sup>が実施され、また、同年7月には財務省の平成30年度予算執行調査<sup>33</sup>の結果が公表された。

行政事業レビューでは、主として、成果指標の設定や検証方法、事業全体としてのアウトカム指標の設定とも不適切であり、将来に向けて抜本的な改善の必要があること、3年間の補助事業の終了後に成果の継続性を確保していくための制度設計を構築する必要があることについて指摘があった。

予算執行調査では、協議会などの取組状況等について調査が行われた結果、情報発信の改善や、訪日外国人旅行者の増加に向けた目標値設定などの必要性、さらには、本事業自体の自立性・持続可能性に向けた仕組みの検討の必要性について指摘された。

文化庁は、「6年間の計画期間終了後、全期間を通じての総括評価を実施する」<sup>34</sup>としているが、日本遺産を持続可能なものとし、本来の目的を果たすためにも、特に国からの支援が終了した4年目以降に自治体がどのような対応を取っているのか、そのフォローアップが引き続き求められるとともに、その問題点や課題などを整理し、優良な取組も参考にした上で、今後、支援が終わる自治体への対応にも活かしていくことが必要である。

---

<sup>32</sup> 国の約5,000に及ぶ全ての事業について、Plan（計画の立案）-Do（事業の実施）-Check（事業効果の点検）-Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）が機能するよう、各府省が点検・見直しを行うもので、いわば「行政事業の総点検」とでもいうべきもの。

<sup>33</sup> 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算のPDCAサイクルにおけるCheck、Actionの機能を強化し、予算への確にフィードバックすることが重要との観点から、財務省が予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組で、平成14年度より実施されている。

<sup>34</sup> 第201回国会衆議院文部科学委員会議録第5号9頁（令2.3.24）

## 6. おわりに

文化財は、人々の生活や風土の中で生み出され、今日に至るまで守られ、伝えられてきた国民共通の財産である。しかし、過疎化や少子高齢化などで文化財を継承していく担い手が不足する中で、文化財の滅失や散逸等の防止が差し迫った課題となっている。このため、地域に存在する文化財を把握し、その保存・活用に向け、地域住民や民間団体などとともに文化財の意義について理解を得ながら、主体的な参加や協力を得ていくことが必要である。そうした意味では、本事業は意義ある有効な取組の一つであると言える。

こうした中で、我が国が観光立国を目指すべく、その具体化の一つとして、令和2年2月、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」が国会に提出され、4月10日に成立した。本法は、東京オリンピック・パラリンピック<sup>35</sup>を契機に、国内外の観光旅客を博物館や美術館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進することにより、地域活性化につなげようとするものである。また、本法に伴い、約15億円の予算措置<sup>36</sup>もなされている。この博物館等の文化観光拠点施設については、地域の文化財等を紹介するなど日本遺産にも深く関係しているため、本事業を更に後押しできるものになり得ると考えられる。本法との連携強化によって、日本遺産がより注目され、興味、関心が高い来訪者が更に増えていく機会となることを望みたい。

### 【参考文献】

- 中村俊介『世界遺産－理想と現実のはざままで－』（岩波新書、令和元年）  
青柳正規『文化立国論－日本のソフトパワーの底力』（ちくま新書、平成27年）  
デービッド・アトキンソン『新・観光立国論』（東洋経済新報社、平成27年）  
柳澤伊佐男「文化財「活用」のすがた ①「日本遺産」」（平成31年2月13日）  
〈<https://www.isan-no-sekai.jp/report/5942>〉（令2.4.28最終アクセス）  
市川拓也「「日本遺産」で地域活性化！～世界遺産とは異なる、秘めたる“可能性”～」  
『大和総研調査季報』（2017年夏季号 Vol.27）

（やました よしひろ）

---

<sup>35</sup> 2020年夏に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえ、令和2年3月24日に1年程度の延期が決定された後、同30日には延期後の日程が決定された（オリンピック：2021.7.23～8.8、パラリンピック：2021.8.24～9.5）。

<sup>36</sup> 博物館を中核とした文化クラスター推進事業（14.9億円）